

奈良県告示第四百七十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和二年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

道路の種類	路線名	区間
一般県道	三輪山線	桜井市大字三輪一二四二から桜井市大字三輪四六六―三まで